

別府市学生大同窓会実行委員会備品「Parklet・Unit」の貸出運用要綱を次のように定める。

令和5年8月1日

別府市学生大同窓会実行委員会会長 長野 恭紘

別府市学生大同窓会実行委員会備品

「Parklet・Unit」の貸出運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別府市学生大同窓会実行委員会（以下「学生大同窓会」という。）備品「Parklet・Unit」（以下「Unit」という。）の活用事業（以下「イベント等」という。）での貸出しについて必要な事項を定め、イベント等での利用を通じて市民と学生の交流や地域活性化の推進に寄与することを目的とする。

(使用の申請)

第2条 イベント等で使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、Unit使用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出し、会長からイベント等での使用の承認（以下「使用承認」という。）を受けなければならない。

- (1) 申請（代表）者の身分証明書
- (2) イベント等での使用の目的、方法その他使用内容が分かる資料
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(使用の承認)

第3条 会長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、イベント等での使用が学生大同窓会の広告宣伝や学生と市民の交流の場として寄与すると認められるときは、使用承認をするものとする。

2 会長は、使用承認をした場合は、Unit使用承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 会長は、第1項の規定により使用承認をする場合において必要と認めるときは、使用方法等について条件を付することができる。

4 会長は、第1項の規定による審査において次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用承認をしないこととし、Unit 使用不承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 学生大同窓会の信用若しくは品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 特定の個人、政治又は宗教団体の活動に関するものと認められる場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項、第5項又は第11項に規定する営業を行う者がイベント等で使用し、商品等を販売する場合
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体である場合
- (7) イベント等で学生大同窓会のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) イベント等での使用により Unit の破損、汚損するおそれがあると認められる場合
- (9) その他承認することが不相当と認められる場合

(貸出期間)

第4条 Unit の貸出しを行う期間(以下「貸出期間」という。)は14日以内とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、延長することができるものとする。

2 搬入搬出は申請者が責任をもって行うこととし、設置許可の申請や費用、生じた損害について、会長は一切の責任を負わないものとする。

(貸出しの制限)

第5条 貸出しの対象者となる申請者は、次のとおりとする。

- (1) 別府市内で1年以上営業を続けている者
- (2) 別府市内で活動している団体
- (3) 別府市内に住所を有する個人

2 貸出物品の一覧は別表のとおりとする。

(使用承認の内容の変更等)

第6条 使用者が使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ、Unit 使用変更申請書(様式第5号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項に規定する変更申請があった場合はその内容を審査の上、適当と認めるときは承認し、Unit 使用変更承認書(様式第6号)により、不適當と認めるときは不承認とし、Unit 使用変更不承認通知書(様式第7号)により通知する。

(使用承認の取消し等)

第7条 会長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは使用承認(前条第2項の規定による使用承認の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取消し、使用者に対し、使用承認の取消しができる。この場合において、使用者は、使用承認の取消しの日から使用することができないものとする。

(1) 使用者がこの要綱の規定に違反した場合

(2) 使用者が第3条第3項の規定により使用承認に付した条件に違反した場合

(3) 第3条第1項又は前条第1項に規定する申請の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第3条第4項各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他イベント等での使用の継続が不適當であると認められた場合

2 会長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第8条 使用承認は、使用者に自己のイベント若しくは意匠とする等、独占して使用する権利を付与し、又は使用者若しくはイベント等について学生大同窓会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第9条 学生大同窓会は、第3条第1項又は第4条第2項に規定する申請に要した費用及びイベント等での使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 学生大同窓会は、使用承認をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、イベント等で使用した備品等の<sup>かし</sup>瑕疵により第三者に損害を与え

た場合は、当該第三者に対し全責任を負い、学生大同窓会に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

3 使用者は、イベント等に際して故意又は過失により備品に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償又は修繕しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか備品の使用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

別表（第5条関係）

種類	サイズ	在庫数
11A（ベンチ）	45×45×45	1 2 0
12A（テーブル）	45×45×80	1 7
11B（鉢カバー）	45×45×45	6 1
12B（鉢カバー）	45×45×800	4 1
13B（鉢カバー）	45×45×120	1 2
D（ウッドデッキパネル）	90×180×6	5 0
モクカイ（ベンチ）	2セット	1
D2（3枚） カウンター（2個） ベンチ（6個） ワークショップテーブル （天板2枚・脚4脚）	1セット	1